

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月20日

宇治市長 松村 淳子

（担当課：契約課）

記

品名	水道用苛性ソーダ（1缶あたり）		
納品場所	宇治浄水場		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
物品概要及び条件	宇治浄水場で使用する苛性ソーダの1缶あたりの単価契約		
予定価格	¥5,500 / 缶	（税込）	最低制限価格 無
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②毒物劇物一般販売業登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年3月10日（火） 午前 11時 00分 まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 見積箱 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月10日（火） 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 参加表明書、見積書及び毒物劇物一般販売業登録票の写しは同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。封筒のサイズは見積箱の投函口（130mm）に入るものとしてください（長形3号封筒など）。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

◆本件は単価契約です。予定価格は1缶あたりの金額です。見積書には、
1缶あたりの金額を記入してください。

◆本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年2月20日（金）午前9時から

令和8年2月26日（木）午後5時まで

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

水道用苛性ソーダ(1缶あたり)仕様書

(キュービテナー納入分)

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターが発注する「水道用苛性ソーダ(1缶あたり)」に適用する。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は契約日から令和9年3月31日とする。

(納入対象薬品)

第3条 納入対象薬品は次のとおりである。

キュービテナー入り 24%苛性ソーダ (20kg 入り)

「以下、苛性ソーダ (テナー)」

(品質規格)

第4条 苛性ソーダ (テナー) は、JWWA K 122 : 2005 に基づく試験方法による試験結果、次の品質規格に適合するものであること。

項目	規格
外観	無色またはわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH)	24%以上
塩化ナトリウム (NaCl)	0.8%以下

(分析結果等)

第5条 苛性ソーダ (テナー) について以下の事項の分析結果等を提出すること。

1) 最初の納入までに提出するもの

①適合を証明する書類

「水道施設の技術的基準を定める省令別表第1に掲げる項目」について適合することを証明する分析結果書、又は、JWWA規格の品質認証を受けた薬品である場合は品質認証を受けたことを証明する書類

②安全対策手順書

③安全データシート (SDS)

2) 納入ごとに提出するもの

①納品書 (数量が明確にわかるもの)

②第4条の品質規格の表に掲げる項目および次の分析項目の品質検査結果

分析項目 カドミウム及びその化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物
ヒ素及びその化合物
六価クロム化合物

(納入場所)

第6条 納入場所については、次のとおりとする。

所在地 宇治市五ヶ庄高車
納入場所 宇治浄水場

(年間予定数量)

第7条 苛性ソーダ(テナー)の発注単位は、1回あたり30缶(600kg)とし、年間予定数量は、以下のとおりである。また、納入量に増減があった場合でも受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

年間予定数量 550缶 (11,000kg)

(納入時の注意事項)

第8条 納入時には、以下の事項について注意すること。

1. 薬品の納入は、浄水場職員による薬品名(納品書)・数量・保管場所等の確認をして浄水場職員立会いのもと行うこと。
2. 受注者は、物品の納品にあたり関連する諸法規、その他諸法令を遵守すると共に、諸法令の運用摘要は受注者の負担と責任において行わなければならない。
3. 受注者は、近隣の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。
4. 受注者は、既設構造物を汚染し又は、これらに損害を与えたときは、受注者の責任と負担において復旧しなければならない。
5. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が実施しなければならない。
6. 薬品の納入は、発注者が指定した日に作業が終了すること。

(支払方法等)

第9条 支払方法は、月ごとに請求するものとし、当該月の納入合計数量について請求を行うものとする。

(その他)

第10条 契約後、発注に対する問い合わせや、納期の変更等に関する窓口は宇治浄水場とする。

